

02 静保生第 2110 号
令和 3 年 7 月 1 日

特定建築物維持管理権原者 各位
建築物環境衛生管理技術者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

特定建築物における新型コロナウイルス感染症への対応について 7 (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
昨年度に引き続き、全国的に新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、大変な状況とな
っています。

さて、夏季は空気調和設備（以下空調とする）を使用し、温度調整を行う施設が増加する
ことが予想され、新型コロナウイルス感染症対策として重要な「換気」が不十分となる恐れ
があります。また、過日実施した、特定建築物維持管理に関する調査にて、特に二酸化炭素
の含有率について、当該基準を超過する特定建築物の報告割合が高いことが判明しました。

つきましては、下記内容を御参考にしていただき、貴施設の感染防止対策に一層努めてい
ただくと共に空調の維持管理に特に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願い
いたします。

記

1 換気について

夏場における「換気の悪い密閉空間」を改善するために、熱中症による健康影響の防
止に留意しつつ、窓の開放や機械換気に努めてください。

2 その他所有者等の対応について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページにて、新型コロナウイルス
関連情報が随時更新されています。建築物の使用者には、引き続き感染防止対策に取
り組むとともに、定期的に更新を確認するなど最新情報の収集に努めるよう周知してく
ださい。

3 空調を利用した空気環境の調整について

近年の省エネルギー化への取り組みにより、空調の能力を制限する傾向があります。
設定温度を高めを設定する、換気機能の抑制等、過度な省エネ対策は人の健康に悪影響
を及ぼす可能性があります。特にコロナ禍においては、室内の衛生的な空気環境の確保
が重要になりますので、適切な空気環境の管理に努めてください。

3 配布物一覧

- (1) 換気の徹底の再周知について（厚生労働省）
- (2) （別添1）二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意点（厚生労働省）
- (3) （別添2）熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）

4 参考URL

- (1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ
<https://corona.go.jp/>
- (2) 静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページ
https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

これまで通知した内容及び今後の特定建築物に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報等を掲載しています。定期的に確認してください。

<問い合わせ先>

静岡市保健所 生活衛生課

生活衛生係

電話 054-249-3155、3156